

第9期伊勢原市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画基礎資料作成業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

項目	名称
業務名称	第9期伊勢原市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画基礎資料作成業務委託
業務内容	第9期伊勢原市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画基礎資料作成業務委託仕様書のとおり（以下、「仕様書」とする。）
履行期間	契約締結日から令和5年3月31日
実施方式	公募型プロポーザル
提案上限額	3,031,000円（税込）

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、契約締結までの全期間にわたり、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 本プロポーザルへの参加から契約の履行完了まで、一貫して信義に従い誠実に対応できること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。
- (3) 伊勢原市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (4) 伊勢原市競争入札参加資格停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 伊勢原市暴力団排除条例に規定する暴力団員等又は暴力団経営支配法人等に該当しない者であること。
- (6) 老人福祉法及び介護保険法に基づく高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定支援業務の実績があること。（アンケート調査や印刷業務など一部のみの実績を除く）

3 選考スケジュール

手続き	期限等
参加申込期間	令和4年6月6日（月）～6月27日（月）17時必着
質問受付期間	令和4年6月6日（月）～6月20日（月）
質問回答予定日	随時ホームページに公開
企画提案書等の提出期限	令和4年7月6日（水）17時必着
事前審査結果通知（※）	令和4年7月7日（木）～7月14日（木）
プレゼンテーション実施日	令和4年7月20日（水）
審査結果通知	令和4年7月下旬～8月上旬
契約締結	令和4年8月～9月

※事前審査は参加者が4者を超える場合のみ実施します。

4 参加方法

本業務への参加意思を別紙「参加申込書(第1号様式)」により次のとおり提出すること。
なお、参加資格の審査結果通知は行わないものとする。

- (1) 提出先
〒259-1188 伊勢原市田中348
伊勢原市役所本庁舎1階5番窓口
伊勢原市保健福祉部介護高齢課（以下、「事務局」とする。）
- (2) 提出方法
郵送又は持参（FAX不可）
- (3) 提出期限
令和4年6月27日（月）17時まで（必着）

5 質問事項

本業務に係る質問は別紙「質問書（第2号様式）」により次のとおり行うこととする。

- (1) 質問方法
電子メールにより事務局のメールアドレス「kaigo@isehara-city.jp」に送信する。
件名は「公募型プロポーザルに係る質問について」とする。
※来庁や電話による質問の受付はできません。
- (2) 質問内容
質問は、提出書類及び企画提案書、仕様書に係る質問に限るものとし、審査又は評価に係る質問は受付しないものとする。
- (3) 質問期限
令和4年6月20日（月）
- (4) 質問に対する回答方法
市ホームページに随時公開

6 企画提案書等の提出

参加意思を表明した参加者は、企画提案書等提出書（第3号様式）に必要な書類を添えて次のとおり提出することとする。

- (1) 提出方法
持参により事務局まで提出する。
- (2) 提出期限
令和4年7月6日（水）17時まで（必着）
- (3) 提出書類
提出する書類は別表1「提出書類一覧」に掲げるものとする。
- (4) 提出部数
企画提案書等提出書：1部、その他の提出書類：6部

7 事前審査

参加者の数が4者を超えた場合は、提出書類について書面による事前審査を行う。

- (1) 事前審査の結果、評価点の合計が高い提案の参加者のうち、上位4者までを審査に参加させるものとし、それ以外の者については審査への参加は認めないこととする。
- (2) 事前審査の結果は、全ての参加者に対して文書で通知する。なお、事前審査を実施しない場合は事務局より電子メール等により参加者へ連絡することとする。

8 プレゼンテーションの実施

企画提案書等を提出した事業者に対し、次のとおりプロポーザルを実施する。

- (1) 実施予定日
令和4年7月20日（水）（場所：伊勢原市民文化会館 練習室1）
※各社のプレゼンテーションの開始時間については参加者の確定後にお知らせします。
- (2) 出席者
主担当者を含め3名まで出席できることとする。
※主担当者は担当者配置表に記載した担当者とし、事務局との連絡調整を最も多く行う者で、必ず契約終了まで携わる者とする。
- (3) 発表時間
40分程度【プレゼンテーション（30分程度）、質疑応答（10分程度）】
- (4) 貸出物品
机・椅子、スクリーン、プロジェクター・パソコン（持ち込みも可）
※スクリーンを使用する場合は事前にお知らせください。
- (5) その他
 - ①プレゼンテーションに出席しない場合は、本プロポーザルを棄権したものとみなす。
 - ②プレゼンテーションは非公開とする。

9 審査

- (1) 審査方法
審査は、事務局が設置した選考委員会の委員が評価を行い、最も評価点数の合計が高い者を優先交渉者として契約締結に向けて交渉する。評価点数の合計点と同じ提案が複数ある場合は、提案金額の安価な者を優先交渉者とする。
- (2) 評価項目
別表2「評価項目一覧」のとおり
- (3) 審査結果通知
審査結果、評価点数の合計点及び順位は、令和4年8月上旬までに参加者全員に文書で通知する。
- (4) その他
 - ①交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合、原則次点の業者を優先交渉者とするが、次点の業者の評価が一定水準を満たさなかった場合はこの限りではない。
 - ②選考委員会の構成員の所属、職及び氏名は非公表とする。

10 失格及び優先交渉者の取消し

次のいずれかに該当する場合、その参加者は失格とする。この場合において失格となった参加者が優先交渉者に選定されているとき、事務局はその選定を取り消し、その次に高い順位にある参加者を優先交渉者に選定する。

- (1) 参加資格を満たさないことが判明した場合
- (2) 提出した書類、資料等に虚偽の記載がある場合
- (3) 本実施要領に定めた内容に違反した場合
- (4) その他本プロポーザルの公平性を害する行為をした場合

1 1 その他

- (1) 本プロポーザルの参加申込をした後、本プロポーザルから辞退しようとする場合、辞退届（第5号様式）を事務局へ提出しなければならない。
- (2) 本プロポーザルのために要した書類の作成、提出等に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルに係る全ての書類は返却しないものとする。
- (4) 企画提案書提出後における担当者の変更は、死亡や退職等の特別な事情がある場合を除き変更は認めないこととする。
- (5) 本プロポーザル実施要領及びその他の書式等に変更がある場合には、伊勢原市ホームページにて告知する。